取締役及び執行役の選任及び解任の基準

取締役及び執行役の選任及び解任の基準は以下のとおりとする。

１．取締役候補者の指名

取締役には、業務執行のモニタリングに資することのできる広く深い経験と知見とを有し、かつ人格に優れ、法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を指名する。
取締役候補者は、本条を踏まえ、指名委員会において公正、透明かつ厳格な審議を経て決定することとし、取締役会はその内容に従い取締役の選任に関する議案を株主総会に上程する。

２．執行役の選任

執行役には、海運業に精通し、国際感覚、ビジネス感覚を備え、社内外の評価が高く、経営者として中期経営計画の実行に貢献でき、かつ法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を選任する。執行役の再任にあたっては、担当部門の業績等も考慮する。
執行役の決定は、取締役会の諮問に基づく指名委員会の答申を経たうえで、取締役会が行う。

３．取締役及び執行役の解任

次の各号のいずれかに該当する場合、取締役会は、指名委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経た決定に基づき、取締役の解任に関する議案を株主総会に上程することができる。また、執行役については、取締役会の決議をもって解任することができる。

一．取締役及び執行役としての適格性に欠けるとき
二．取締役及び執行役として不正、又は背信行為があったとき
三．取締役及び執行役として業務遂行上不適当であるとき
四．その他取締役及び執行役としてふさわしくない行為又は言動があり、会社との信頼関係を損ねたとき

以上